

オフセット・クレジット（J-V E R）制度における対象プロジェクト種類の追加に係る意見募集の結果

1. 意見募集の概要

オフセット・クレジット（J-V E R）制度における対象プロジェクト種類に追加する対象として、「フリークーリング及び外気導入による空調の省エネルギー」「情報通信技術を活用した、輸送方法の効率化による燃料消費量削減」「情報通信技術を活用した、検針等用車両による燃料消費量削減」「照明設備の更新」「高効率アイロン装置の新設・更新」「薪ストーブにおける薪の使用」のポジティブリスト（案）及び方法論（案）について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

- 募集期間：平成22年2月26日（金）～3月12日（金）
- 告知方法：電子政府の窓口（e-GOV）及び環境省ホームページ
- 意見提出方法：電子メール、郵送、FAXのいずれか

2. 提出された意見数

意見提出者数：2名・団体
のべ意見数：7件

3. 提出された意見の概要及びそれに対する考え方について

別紙のとおり

該当箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
資料3-1 薪ストーブにおける薪の使用に関する方法論			
頁			
1	<p>適格性基準 条件2 : 使用される薪は、日本国内で産出された木質バイオマス(林地残材(未搬出間伐材、枝葉等)、間伐材等)であること。 ※ 建築廃材は対象外。</p>	<p>木質バイオマスの凡例を追加。 「使用される薪は、日本国内で産出された木質バイオマス(林地残材(未搬出間伐材、枝葉等)、製材端材、剪定枝、支障木、間伐材等)であること。」 ＜理由＞ 現状の薪ストーブユーザーは、間伐材よりも、剪定枝や端材などの廃棄物系の木質バイオマスを利用しており、わざわざ山に入って調達している人は少ないと思われる。また、建築廃材を除く端材などの廃棄物系バイオマスは、いずれ焼却処分されるものであり、有効活用されることで化石燃料の使用量削減に貢献できる資源なので、J-VERの対象から外すべきではないと思われる。</p>	<p>林地残材、間伐材等は例として挙げているだけであり、製材端材等を排除するという意味ではありません。建築廃材以外の国内で産出された木質バイオマスであればいずれも認められます。 ご指摘の通り端材等を薪として利用することも想定されることから、他の木質バイオマス関連のポジティブリスト(E001～E003)と合わせる形で、製材端材を加えて以下の通りと修正しました。 「使用される薪は、日本国内で産出された木質バイオマス(林地残材(未搬出間伐材、枝葉等)、間伐材、製材端材等)であること。 ※ 建築廃材は対象外。」</p>
資料3-4 情報通信技術を活用した、検針等車両による燃料消費量削減に関する方法論			
頁			
1	<p>適格性基準 条件2 : 情報通信技術(ICT)を活用し、これまで車両と検針員の目視で行っていた巡回検針等の業務を省略し、移動のための化石燃料が削減されること。</p>	<p>検針に行くことが無くなっても、検針のメーター数通知を郵送などで行うことが必要になるため、郵便局が使用する燃料の排出分はどうか考慮しているか。</p>	<p>本プロジェクトでは、巡回検針時に通知をそのままポストに入れるケース(郵送が不要なケース)については、郵便事業用の車両は通常、ガス消費量通知書の送付のためだけに運行されているわけではなく、本プロジェクトによる郵便輸送量の増加は微少であると考えられるため、プロジェクト排出では考慮しないこととします。</p>
1	同上	<p>都市部では、検針者が公共交通手段を利用しているので、自動検針イコール燃料費減とは一概に言えないのではないかと。</p>	<p>適格性基準の条件4において、「検針のための輸送以外の用途の車両からの排出削減については控除する」という趣旨の条文を加えることにより対応いたします。</p>
1	同上	<p>検針結果を輸送するためハガキを作成したとすると、印刷会社の製造過程の燃料増や輸送時の燃料増、紙の使用増などにつながりかえって環境負荷増にならないか。</p>	<p>通知のための紙の製造や使用については、本プロジェクトの有無にかかわらず発生するため、本プロジェクトが扱う範囲(バウンダリ)には含めておらず、したがって排出削減量にも含めていません。</p>
1	同上	<p>通信技術を使い検針すると検針結果をコンピューターに集めることになるが、そのコンピューターのための発電で化石燃料が増えることにならないか。</p>	<p>コンピューターの使用に伴う消費電力由来の温室効果ガス排出は、「プロジェクト排出」という項目によって、温室効果ガス排出から控除することと定めています。</p>
資料3-5 照明設備の更新に関する方法論			
頁			
2	<p>適格性基準 条件1 : 照明設備の更新 ＜既存の照明設備に代替するものであること＞ 本方法論において対象となる照明設備は、既存の照明設備に代替するものに限定される。従って、建物の新築、改築時等において新設導入される照明設備は本方法論には含まれない。</p>	<p>条件1に以下の文言を追加。 「また代替される照明設備が、既存の照明設備であることを証明できること。」 ＜理由＞ 既存の照明設備であることの担保が不十分のため。</p>	<p>適格性基準の充足の可否については、「オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく温室効果ガス排出削減プロジェクト申請書」における「B.1 プロジェクト活動」及び「C.1.2 ポジティブリストの適格性基準との整合性」項目等において説明が求められています。よって、その実効性は制度プロセス中で担保されています。</p>
方法論全般			
	<p>省エネ関係の方法論(資料1、4、5)</p>	<p>省エネには様々な種類があり、その中でごく限定的なものだけが方法論として認められるとすると、かなりの不公平が生じます。できれば主な省エネ方法を一括して方法論化するか、省エネの方法論の原則のようなものを先に公表していただきたいと思います。</p>	<p>J-VER制度では、温室効果ガス排出削減の追加性立証に係るプロジェクト申請者の負担を軽減するため、制度運営側で予めプロジェクトのタイプ(排出削減技術の区分)ごとに基準を設定しています。従って、排出削減技術を一括して一つのプロジェクトとすることは、制度の趣旨にそぐわないと認識しています。一方、J-VER創出モデル事業等を通じて、市場ニーズ(削減ポテンシャル)の高い削減技術から、制度の対象とすることとしており、極端な不公平は生じないよう、努めているところです。</p>